

#### ◆改定の詳細

当社は、容量市場における供給力の取引に関して、当社が電力広域的運営推進機関から請求され、負担した容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月検針日からお客さまが使用する電気の料金に対して、その他調整額としてお客さまにご請求いたします。また、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、調整金の請求または還元をおこなうことができるものとします。

#### ・その他調整額について

##### (1)その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{その他調整額} = \text{その他調整額単価} \times \text{使用電力量}(kWh)$$

##### (2)その他調整額単価

管轄エリア	料金	
	区分	単価(税込)
北海道	使用電力量1kWhにつき	3.9円
東北	使用電力量1kWhにつき	1.0円
東京	使用電力量1kWhにつき	1.0円
中部	使用電力量1kWhにつき	1.0円
北陸	使用電力量1kWhにつき	4.1円
関西	使用電力量1kWhにつき	1.0円
中国	使用電力量1kWhにつき	1.0円

四国	使用電力量1kWhにつき	0.8円
九州	使用電力量1kWhにつき	1.0円

※1: 当社は、毎月、その他調整額単価の見直しをおこないます。

※2: その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を、あらかじめ電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

#### ・調整金について

当社は、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、次の種別の調整金の請求または還元をおこなうことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その他調整額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、電力広域的運営推進機関が当社に対して容量拠出金請求額を通知した日の属する月をN月として、N+2月の検針日等からN+3月の検針日等の前日までの期間(以下「調整金適用期間」といいます。)において電気の供給した供給地点の料金を対象におこないます。

#### イ シェア率変動調整金

容量拠出金仮請求額に基づくその他調整額と容量拠出金請求額の月次精算に伴う調整金をいいます。

#### ロ 年間再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関がおこなう容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

#### (1) 調整金の算定

各調整金は、次の計算式により算定される金額とします。なお、調整金の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整金} = \text{調整金単価} \times \text{使用電力量}(kWh)$$

#### (2) 調整金単価

各調整金単価は、当社が受領したその他調整の総額から、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額を差し引いて得た金額を基に算定します。各調整金単価は、各調整金適用期間の開始日前に、電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

### (3)調整金の請求または還元の方法

調整金がプラスの金額になる場合には、調整金の請求をし、調整金がマイナスの金額になる場合には、調整金の還元をおこなうものとし、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金に加算または相殺することでおこなうものとします。ただし、当社は、あらかじめお客さまに通知することにより、調整金の全部または一部の請求または還元を、分割しておこなうことができるものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺をおこなう電気料金の金額を超過する場合には、当該超過分を次月の電気料金と相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

### (4)電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

当社が調整金の請求または還元を分割して行った場合において、電気需給契約の終了日に未請求または未還元の調整金(以下「未履行調整金額」といいます。)が生じるときは、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して未履行調整金額の請求または還元することができるものとします。なお、還元する未履行調整金額の額が最終の料金の額を上回る場合には、当社が適切と判断する方法により還元することができるものとします。

※その他の詳細は、上記「◆改定の内容」において掲載した「[改定を実施した約款等](#)」よりご確認いただけます。